

松 監 第 50号
令和8年8月6日

松戸市長 松戸 隆政 様

松戸市監査委員	加 藤 広 之
同	三 好 徹
同	織 原 正 幸
同	松 尾 尚
	(公 印 省 略)

令和7年度松戸市資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和7年度松戸市資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査をしたので、次のとおり意見書を提出します。

令和 7 年度松戸市資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

令和 7 年度松戸市資金不足比率（松戸市水道事業会計、松戸市病院事業会計、松戸市下水道事業会計、松戸市公設地方卸売市場事業特別会計、松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計、松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計）

上記の算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定書類」という。）

第 2 審査の期間

令和 8 年 7 月 2 日から同年 8 月 6 日まで

第 3 審査の手続

審査に付された令和 7 年度決算に係る資金不足比率が関係法令に準拠し、松戸市監査基準に基づき、適正に算定されているかを確認するために算定書類を照合し、審査を行った。

なお、審査に当たっては、関係職員の説明を求めたほか、当年度実施した例月現金出納検査等の結果をも参考とした。

第 4 審査の結果

審査に付された次の令和 7 年度決算に係る資金不足比率は、いずれも関係法令等に準拠して算定されており、算定書類を精査照合した結果、適正であると認められた。

○資金不足比率

会 計 名	令和 7 年度	令和 6 年度	経営健全化基準
水道事業会計	— % (▲73.4 %)	— % (▲96.7 %)	20.0%
病院事業会計	— % (▲21.4 %)	— % (▲28.8 %)	
下水道事業会計	— % (▲50.9 %)	— % (▲43.7 %)	
公設地方卸売市場事業 特別会計	— % (▲8.0 %)	— % (▲13.0 %)	
松戸都市計画事業新松戸駅東側 地区土地区画整理事業特別会計	— % (0.0 %)	— % (0.0 %)	
相模台地区土地区画整理 事業特別会計	— % (▲0.3 %)	— % (▲0.3 %)	

※ 資金不足比率は、資金に不足が生じていないため、「— %」で表示している。
なお、() 内のマイナスの数値は参考として、資金剰余の程度を表示したものである。

第5 審査意見

資金不足比率は、いずれの会計においても経営健全化基準を下回っており、経営の健全性は保たれている。

しかし、一部会計において資金の余剰の程度が低下していることから、経営の効率化に努められたい。